

(2) 財政用語解説

用語	見 方	算 式
実質収支	決算収支をあらわすもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整として適度の剩余も考えられる。	(歳入-歳出)-翌年度へ繰越すべき財源
単年度収支	当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度のみの収支の差額を示す。	当該年度実質収支-前年度実質収支
実質単年度収支	単年度収支から実質的な黒字要素や赤字要素を加減したもの。	単年度収支+財政調整基金積立額+地方債繰上償還額-財政調整基金取崩し額
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額。	$((\text{基準財政収入額}-\text{各種譲与税等}) \times 100/75\%) + \text{普通交付税}$
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標。この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時の経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があるといえる。	経常経費充当の一般財源の額/経常一般財源の額 × 100(%)
財政力指数	当該団体の財政力をあらわす指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。	「基準財政収入額/基準財政需要額」の3ヶ年度平均(平成26~28年度)
経常一般財源比率	標準財政規模に対する経常一般財源の割合で、当該団体の歳入構造の内容を判断できる。「100」を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることが示される。	経常一般財源収入額/標準財政規模 × 100(%)
実質公債費率	<p>平成18年度から地方債の許可制度が協議制度に移行したことにより、起債制限比率に代わり、地方債の起債制限等に係る新たな指標として導入された。</p> <p>18%を超えると地方債許可団体に移行し、25%を超えると、次の区分に応じ、財政健全化計画等を策定する必要が生じる。また、計画の実施が着実に行われていない団体については、その内容に応じ、地方債の発行が制限される。</p> <p>(1) 25%以上35%未満の団体:財政健全化計画の策定・取組が必要。計画が着実に実施されていない場合には、地方債の発行が制限される。</p> <p>(2) 35%以上の団体:財政再生計画の策定・取組が必要。計画が着実に実施されていない場合には、地方債の発行が制限される。</p>	算出式: $((A+B)-(C+D)) / (E-D)$ の3ヶ年平均(平成26~28年度) A: 地方債の元利償還金 B: 準元利償還金 C: 特定財源 D: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額参入額 E: 標準財政規模